

浄化槽設置整備事業における 財政的支援の充実

6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



- 浄化槽設置整備事業において、令和元年度から補助対象外となった合併処理浄化槽の更新・改修に係る事業を交付対象に追加されたい。

【提案・要望先】 環境省

1. 提案・要望内容

浄化槽設置整備事業の交付対象の充実

- 令和元年度から補助対象外となった合併処理浄化槽の更新・改築に係る事業を交付対象に追加

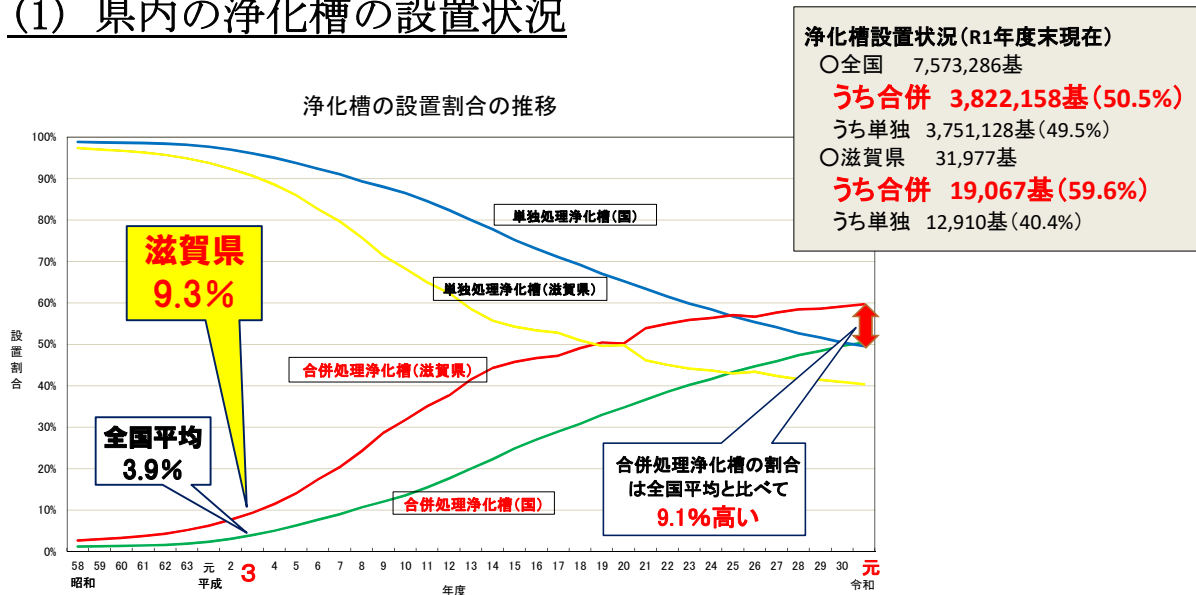
2. 提案・要望の理由

- 国の浄化槽設置整備事業実施要綱の改正により、汚水処理未普及解消の観点から、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽へ転換することに予算を重点化することとされ、限られた財源を活用するため、合併処理浄化槽の更新・改築に係る事業が交付対象外となった。
- 本県においては、琵琶湖をはじめとする公共用水域を保全するため、早くから合併処理浄化槽の設置を推進してきた。
- さらに、平成8年に滋賀県生活排水対策の推進に関する条例を制定し、全国に先駆けて集合処理地域以外への合併処理浄化槽の設置を義務付けるなど、全国平均に比べ合併処理浄化槽の設置割合が高い。
- 琵琶湖をはじめとする公共用水域を保全するためには、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、老朽化した合併処理浄化槽の更新・改築を推進する必要がある。



(本県の取組状況と課題)

(1) 県内の浄化槽の設置状況



○ 本県では、早くから合併処理浄化槽の設置に取り組んできたこともあり、合併処理浄化槽の設置割合は全国平均と比べて9.1%高い約60%となっている。

○ また、昭和56年以前に設置された旧構造基準の合併処理浄化槽の基数は令和元年3月末現在2.2%であり、全国平均の0.2%を大きく上回っているため、合併処理浄化槽の老朽化による機能低下が懸念される。

旧構造基準の合併処理浄化槽の設置割合 (R元年度末)

- 滋賀県 2.2%(全国2番目)
- 全国平均 0.2%

○ 浄化槽の耐用年数は30年程度と言われているが、30年前の平成3年度における全国の浄化槽全体の設置基数約699万8千基のうち3.9%が合併処理浄化槽であるのに対し、本県では全体の設置基数約5万9千基のうち9.3%が合併処理浄化槽であるため、全国に比べると、今後、更新時期を迎える浄化槽の割合が高くなる。

○ 従来、補助対象となっていた合併処理浄化槽の更新・改築が対象外となることにより更新・改築が進まず、水質保全に影響を及ぼすことが想定される。

○ 汚水処理未普及を解消し、琵琶湖をはじめとする公共用水域を保全するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、老朽化した合併処理浄化槽の更新・改築についても推進していく必要がある。

(2) 更新・改築に係る今後の見通し

○ 現在15市町において浄化槽設置整備事業を実施しており、合併処理浄化槽の更新・改築が補助対象外となった令和元年度以降も浄化槽管理者等から更新に係る問い合わせがあるため、今後も更新・改築に対する需要が多数あると見込まれる。

担当：琵琶湖環境部循環社会推進課循環調整係
TEL 077-528-3471